

ユニセフ子ども物語

地球に生きる子どものくらし

Venezuela

ベネズエラ



地図は参考のために掲載したもので、国境の法的地位について何らかの立場を示すものではありません。

マリアが新しい友だちと遊べる日

戸せきに存在していない

ベネズエラでは小学校に入るための準備として子どもたちは幼稚園に通います。マリアももうじき幼稚園に通う年になります。ある日、マリアはお母さんに連れられて町の役場に出かけました。幼稚園に通うための手続きをするためです。マリアは役場の外で遊んで待っていました。しばらくするとお母さんはとても悲しそうな顔をして役場から出てきました。マリアはなぜお母さんが悲しそうな顔をしているのかわかりませんでした。自分も悲しい気持ちになってしまいました。



役場で、マリアとお母さんは戸せきの上で「存在していない」ことがわかったのです。マリアのお母さんは生まれた時に「出生登録」をされていませんでした。お母さんも子どもが生まれた時にする登録のことを知らず、マリアが生まれても届け出をしなかったのです。

生まれてすぐ出生登録をしなかった場合、登録をするためには裁判所での複雑な手続きが必要で、お金もかかります。それに、裁判所は大きな都市にあるので、マリアたちの村からは車で20時間以上もかかってしまう、とてもとても遠い所まで行かなくてはなりません。

お母さんは、どうしたらいいのかわからなくなって、困り果ててしまいました。

お母さんの不安

町の役場に行って以来、元気がないお母さんにマリアは思いきって聞いてみました。「お母さん、私、今度幼稚園に行けるよね？」マリアは幼稚園で新しい友だちと遊べるのがとても楽しみだったのです。お母さんはマリアにどう

話したらいいのかわかりませんでした。

子どもは出生登録をしていないと、教育を受けられないだけでなく、予防接種などの保健サービスも受けられません。病気やけがをした時に病院で治療や手術を受けることができないこともお母さんは不安でなりません。



そんなある日、町に明るいニュースが伝わりました。ユニセフの支援で、町の人たちの法律相談所ができたということです。その法律相談所はお金もかからないということなので、マリアのお母さんは早速、家からそう遠くないところにある相談所に行ってみました。

幼稚園に通える！

お母さんは自分が出生登録をされていないこと、自分の子どものマリアも登録をしていないこと、そのためにマリアが幼稚園に通えないと言われたことなどを相談しました。相談所の人はとても真剣に話を聞いてくれました。そしてお母さんに「大丈夫ですよ」とやさしく言うと、ゆっくりとこれからお母さんがするべきことを説明してくれました。



「お母さん、おかえりなさい！」久しぶりに笑顔のお母さんに、マリアは走りよりました。「お母さん、うれしそう！ニコニコしてるよ！」お母さんはマリアを抱きしめながら言いました「そうよ。あなたは幼稚園に通えるんだもの」



(文・構成：(財)日本ユニセフ協会)

ベネズエラは南アメリカの北海岸に位置する国で、南東部のギアナ高地は秘境として世界的に有名です。首都はカラカス。日本の約2.5倍の広さに2370万人（1999年／人口の半分近くが18歳未満）のんびりが暮らしています。1498年にコロンブスが到達し、1811年まではスペインの植民地でした。中東以外では最も豊かな石油埋蔵量を持つ国ですが、貧富の差が激しいのが現状です。

「出生登録」は、 子どもにとって最初の、大切な手続き

出生登録されない理由

世界の新生児の41%が出生登録をされず、毎年5000万人の「無届けの子ども」が誕生している—2003年1月9日までタイのバンコクで開かれていた国連(ユニセフ)と国際NGOフォスター・プランの合同会議で明らかにされました。出生登録されない理由は国や地域によって異なりますが、登録をする事務所までの交通上の問題が共通した理由としてあげられています。



©日本ユニセフ協会

出生登録されないで起きる問題

「出生登録」がされないということは、法律上「存在しない人間」となり、国籍も身分証明書も得られません。子どもの権利が保証されないということです。登録されていないので学校の入学通知が来なかったり、入学が許されなかったりするケースも発生します。また、予防接種を受けられず、けがや病気をしても病院で治療を受けることができず、命を失う子どももいます。成長しても教育を受けられず、身元の保証もないため働くことができず、貧困から抜け出すことができません。知識がないために自分が子どもを産んでも届け

出をしない、という悪循環を発生させてしまいます。

行政もどれだけの人たちが存在しているのか正確に把握できないため、人びと



© UNICEF/F. Fontès Abrantès

授業にいかそう ユニセフ子ども物語

- ベネズエラという国をもっと調べてみましょう。
- 子どもの権利条約には、その他にどんな権利があるか調べてみましょう。
- 子どもの権利カードを使って、「出生登録」されないと守られない権利を考えてみましょう。
- 日本の出生登録について調べてみましょう。

が必要としている支援を十分に行うことができません。出生登録がきちんと行われていない地域では、子どもの人身売買や児童労働にもつながります。

子どもの権利条約の 「出生登録」についての条項

子どもが幸せに育つことを願って生まれた「子どもの権利条約」の中で、「出生登録」は子どもの大切な権利として、第7条で次のように定めています。

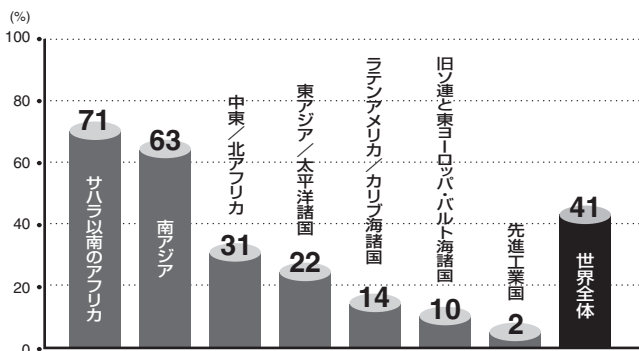
第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。

(財)日本ユニセフ協会発行「子どもの権利条約カードブック」より

第7条 原文

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。



登録されない新生児の地域別割合 (2000年)

出典:ユニセフ (2001年)

参考資料のご紹介

- 「子どもの権利条約カードブック」
- 「統計で見る子どもの10年 (1990-2000)」P52
- 「地球のともだちユニセフワークブック」P4~5

いずれも (財)日本ユニセフ協会発行
お申し込み、お問い合わせは学校事業部 ☎03-5789-2014
ホームページからのお申し込み
[<http://www.unicef.or.jp/siryo/seikyuu.htm>]